

令和2年5月7日

保護者 様

郡山市立富田中学校長 横田 勝秋

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業の延長及び臨時休業期間中からの段階的な教育活動の実施について（お知らせ）

このことについて、郡山市教育委員会から下記のとおり、市内一斉に分散登校を実施することについて依頼がありましたのでお知らせします。

なお、本校の取組については、5月11日（月）・12日（火）の登校日に、生徒に指導すると共に、文書等にてお知らせしますのでよろしくお願いいたします。

記

1 目的

一斉臨時休業の期間が延長されたことに伴い、その際の児童生徒の学習保障や心身の健康の保持の観点から、臨時休業期間中、分散登校によって継続的に学習・生活支援を行い、学校再開に備えるため。

2 期間

令和2年5月14日（木）から学校再開まで

3 実施方法

（1）分散登校の方法

- ① 児童生徒の3つの密を避けるため、次のとおりとします。
 - ・ 1教室当たりの児童生徒数を16～18名以内を目安として分けて、授業等を実施します。学級が18名以下の場合は学級を分けません。
- ② 児童生徒の1人当たりの登校日は週2日、午前中4時間とします。弁当を持参し食べてから下校します。部活動等の放課後の活動は行いません。
- ③ 児童生徒の感染防止については、「郡山市立学校新型コロナウイルス対策対応マニュアル」（第2版）に基づき、十分配慮します。

（2）出欠の取扱い

臨時休業中であることから、出席扱いとはしません。

ただし、学校再開後に、登校した日に指導した内容は授業で扱わないことができることから、登校しなかった児童生徒に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、不利益に取り扱われることのないように配慮します。

4 その他

- 臨時休業期間中の学習の補填については、今後夏季休業の一部を授業日とすることを想定して検討していきます。
- 『『新しい生活様式』の実践例』を参照し、ご家庭でもご指導願います。